

**津軽半島観光アテンダントと行く！日帰りモニターツアー**  
**お申込みのご案内（お申込みの際には必ずこの旅行条件をお読みください）**

●**募集型企画旅行契約**

この旅行は、弘南観光開発株式会社（以下「当社」といいます）が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

●**旅行のお申し込み方法及び契約の成立**

- ①津軽半島観光アテンダント推進協議会作成の旅行申込書に所定事項を記入のうえ、旅行代金を当社の指定口座にお申し込みいただきます。旅行代金は、取消料または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
- ②お客様との旅行契約については、旅行費用をお納めいただいたときに成立するものといたします。
- ③当社はFAXまたは電話により旅行契約の予約の申込みを受け付けます。申込みから起算して3日以内に申込書提出と旅行代金をお振込みいただきます。この期間内に申込書と旅行費用を提出されない場合には予約がなかったものとして取り扱います。この場合も旅行費用をいただいた時に旅行契約が成立したものといたします。

●**旅行代金のお支払い**

こちらの旅行代金は銀行振込のみの取扱となります。出発の11日前までにお支払いいただきます。

●**旅行代金に含まれるもの**

パンフレットに記載された日程の交通費・食事代・入場料・消費税、その他旅程による団体行動中（自由行動中を除く）の料金。

●**取消料**

旅行契約の後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消変更料をいただきます。

取消変更日	11日以前	10日前～8日前	7日前～2日前	1日前	当日	無連絡不参加
取消変更料	無料	旅行代金の20%	同 30%	同 40%	同 50%	同 100%

※旅行開始後の一部取消または前途放棄の場合は当該旅行代金の100%

●**旅行中止の場合**

お客様の人数が最小催行人員10人に満たない時には、旅行の催行を中止することがあります。この場合日帰り旅行は4日前までにご連絡しお客様から当社がお預かりしている旅行代金全額をお返しいたします。

●**旅行日程・旅行代金の変更**

運送機関のスケジュール・気象条件その他不可抗力による事由で、また運送機関の運賃・料金の改定により、旅行日程・旅行代金を変更する場合があります。尚、お客様のお申し出により、旅行内容の変更がある場合は別途所要経費をいただきます。

●**お客様に対する責任及び免責事項**

- ①当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- ②お荷物の損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- ③お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
  - (1) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
  - (2) 運送、宿泊機関の事故若しくは火災またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
  - (3) 官公庁の命令、または伝染病による隔離。
  - (4) 自由行動中の事故。
  - (5) 食中毒。
  - (6) 盗難。
  - (7) 運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的滞り時間の短縮。
  - (8) 故意に法令に違反する行為を行いまは法令に違反するサービスの提供を受けている間に起きた事故。

●**お客様の責任**

お客様の故意または過失により、当社が損害を受けた場合には、お客様に損害を賠償していただきます。

●**旅行契約の解除**

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- (1)旅行者当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2)旅行者が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
- (3)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4)天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、国内外の官公署命令その他の当社の管理できない事由により、旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

●**特別補償**

お客様が旅行中、生命、身体、または荷物に被られた一定の損害については当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規定の定めるところにより補償金及び見舞金をお支払いします。ただし、旅行者の脳疾患、疾病、心神喪失や戦乱、核爆発、地震、噴火、津波の事故およびハングライダー等、これらに類する危険な運動による場合はこの適用をいたしません。携帯品も現金、貴重品、重要書類、撮影済のフィルム、フロッピー、CD等適用外となります。

●**旅程保証**

当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。

ただし、一募集型企画旅行につき合計15%を上限とし、支払う変更補償金の総額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

また、当社は、お客様の合意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- (1)旅行開始日または旅行終了日の変更。
- (2)入場する観光地または観光施設、その他の旅行目的地の変更。
- (3)運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更。
- (4)運送機関の種類または会社名の変更。

※ただし天災、暴動、などの不可抗力または運送機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は当社は変更補償金を支払わないことがあります。

●**添乗業務**

本旅行は添乗員は同行しません。

●**その他**

その他の事項については当社旅行業約款（標準旅行業約款）同一によります。

**旅行企画・実施**

青森県知事登録第2-18号 全国旅行業協会会員



**弘南観光五所川原営業所**

〒037-0063 五所川原市大町38 電話0173-35-3211  
総合旅行業務取扱管理者 葛西利安